6．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

7．ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額

ファイナンス・リース取引について、当該取引にかかる収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費、維持管理費及びリース債務に係る支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に影響を与えている。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は△415,522円であり、当該影響額及び前期損益修正額980,837円を除いた当期総利益は857,606円となる。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

該当事項はない。

Ⅲ．減損会計関係

1．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

| 用　途 | 種　類 | 場　所 | 帳簿価額 |
|---|---|---|---|
| プール棟 | 建物 | 埼玉県比企郡 | 83,466,961円 |
| 電話加入権 | 電話加入権 | 埼玉県比企郡 | 735,000円 |

⑵　減損の兆候の概要

プール棟については、将来的な使用可能性が著しく低下する見込であることから、減損の兆候有りと判断した。

電話加入権については、市場価格が著しく下落している。

2．プール棟については、使用価値相当額（減価償却後再調達価額）が帳簿価額と同額と見込まれるため、減損の認識は行っていない。

3．電話加入権については、正味売却価額は帳簿価額から50％以上下落しているが、使用価値相当額（ＮＴＴの公定価格）が帳簿価額を上回るため、減損の認識は行っていない。

Ⅳ．重要な債務負担行為

該当事項はない。

Ⅴ．金融商品関係

1．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達は行っていない。

未収債権等に係る顧客の信用リスクは、国の債権と管理等に関する法律等に沿ってリスク低減を図っている。

2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

（単位：円）

| | 貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| ⑴　現金預金 | 195,850,931 | 195,850,931 | — |
| ⑵　未収入金 | 44,839,098 | 44,839,098 | — |
| ⑶　長期未収入金 | 374,760,000 | 374,760,000 | — |
| ⑷　未払金 | (103,367,026) | (103,367,026) | (—) |
| ⑸　リース債務(短期) | (20,549,967) | (20,549,967) | (—) |
| ⑹　リース債務(長期) | (57,745,678) | (57,745,678) | (—) |

㈱　負債に計上されているものは、(　) で示している。

（注１）　金融商品の時価の算定方法

資　産

⑴　現金及び預金、及び⑵　未収入金

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑶　長期未収入金

時価については、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

負　債

⑷　未払金、及び⑸　リース債務（短期）

これらの時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑹　リース債務（長期）

時価については、元利金の合計額を同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。

（注２）　金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：円）

| 区　分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 195,850,931 | — | — | — |
| 未収入金 | 44,839,098 | — | — | — |
| 長期未収入金 | — | 185,760,000 | 189,000,000 | — |
| 合　計 | 240,690,029 | 185,760,000 | 189,000,000 | — |

（注３）　未払金及びリース債務の決算日後の返済予定額

（単位：円）

| 区　分 | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 未払金 | 103,367,026 | — | — | — |
| リース債務 | 20,549,967 | 57,745,678 | — | — |
| 合　計 | 123,916,993 | 57,745,678 | — | — |

Ⅵ．資産除去債務関係

埼玉県から借用している土地（会館敷地等）の返還時において、不動産賃借契約に基づき必要となる原状回復に係る債務及び石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間は明確でなく、また、将来会館を取り壊して移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

Ⅶ．賃貸等不動産関係

該当事項はない。

Ⅷ．重要な後発事象

該当事項はない。